

大明律例譯義

十一

7保4  
6038  
14-12



門 保 4  
號 6035  
卷 14-12

大明律例譯義卷之十一目錄

詐偽

詐為制書

詐傳詔旨

對制上書詐不以實

偽造印信曆日等

偽造寶鈔

私鑄銅錢

詐假官

詐稱內使等官

近侍詐稱私行

詐為瑞應

詐病死傷避事

犯

詐<sub>レ</sub>教<sub>ニ</sub>誘<sub>メ</sub>人<sub>一</sub>犯<sub>ス</sub>法<sub>ヲ</sub>

犯<sub>ス</sub>姦

縱<sub>ニ</sub>容<sub>メ</sub>妻<sub>一</sub>妾<sub>ヲ</sub>犯<sub>ス</sub>姦<sub>ヲ</sub>

親<sub>レ</sub>屬<sub>ヲ</sub>相<sub>レ</sub>姦

誣<sub>ニ</sub>執<sub>ス</sub>翁<sub>一</sub>姦<sub>ヲ</sub>

奴<sub>及</sub>僱<sub>エ</sub>人<sub>一</sub>姦<sub>ス</sub>家<sub>長</sub>妻<sub>ヲ</sub>

姦<sub>ニ</sub>部<sub>民</sub>妻<sub>女</sub>ヲ

居<sub>レ</sub>喪<sub>及</sub>僧<sub>道</sub>犯<sub>ス</sub>姦<sub>ヲ</sub>

良<sub>賤</sub>相<sub>レ</sub>姦<sub>ス</sub>

官<sub>吏</sub>宿<sub>レ</sub>娼<sub>ヲ</sub>

買<sub>レ</sub>良<sub>為</sub>娼<sub>ヲ</sub>

大雜犯

折<sub>ニ</sub>毀<sub>ス</sub>申<sub>明</sub>亭<sub>ヲ</sub>

夫<sub>一</sub>匠<sub>軍</sub>士<sub>病</sub>給<sub>ス</sub>醫<sub>藥</sub>

賭<sub>博</sub>

闖<sub>ニ</sub>割<sub>ス</sub>火<sub>者</sub>ヲ

囑<sub>ニ</sub>託<sub>ス</sub>公<sub>事</sub>ヲ

私<sub>カ</sub>和<sub>ニ</sub>公<sub>事</sub>ヲ

失<sub>レ</sub>火

放<sub>レ</sub>火<sub>故</sub>燒<sub>ニ</sub>人<sub>房</sub>屋<sub>ヲ</sub>

搬<sub>ニ</sub>做<sub>ス</sub>雜<sub>劇</sub>ヲ

違<sub>レ</sub>令

不<sub>レ</sub>應<sub>レ</sub>為

捕

應<sub>レ</sub>捕<sub>人</sub>追<sub>捕</sub>罪<sub>人</sub>ヲ

罪人拒捕  
 獄囚脱監及反獄在逃  
 徒流人逃  
 誓留囚徒  
 主守不覺失囚  
 知情藏匿罪人  
 盜賊捕限

大明律例譯義卷之十一

詐偽



詐為制書  
天子の御書を詐して  
 詔するを云ふ

天子の御書を詐して詔するを云ふ

凡そ制書と云ふは天子の御書なり又云ふは  
 作らざる制書の上より事成増し又云ふは  
 者新罪より兵部を以てし又云ふは  
 さら若ら紋罪より兵部を以てし又云ふは  
 者六杖一百

若將軍 兵部 總兵 兵部 五軍  
 都督府 兵部 六部 吏部 戶部



衛門系院布政司按察司府別錄等の衙門より文書被  
取申ししに、中伝と盜と申す者、押字の有無は別  
なく、右の衙門の文書被取申す者の律、偽と罪は  
別なく、中伝は偽と申す者、押字は、  
しく押し、申す者、文書被取申す者の律、  
申す者、申す事は、  
詭編すれば、  
中伝を盗と申す者、  
文書被取申す者、  
同罪は、

詐傳詔旨

詔旨天子の直旨なり、  
詔旨天子の直旨なり、

天子の直旨なり、

詔旨天子の直旨なり、  
詔旨天子の直旨なり、

詔旨天子の直旨なり、

詔旨天子の直旨なり、

詔旨天子の直旨なり、

詔旨天子の直旨なり、

詔旨天子の直旨なり、

詔旨天子の直旨なり、

詔旨天子の直旨なり、

詔旨天子の直旨なり、

詔旨天子の直旨なり、

詔旨天子の直旨なり、

詔旨天子の直旨なり、

らまは相法のの減し修し論一いつもさうとて罪の重し方  
よ流して罪成論すくし

も事よあつてたら在りまうりつて修し論すくし  
其まに多文とつて修し論すくし  
初んあつてつて修し論すくし

若法衙門職權とわつてつて修し論すくし  
は奏准と修し論すくし  
通りにしてつて修し論すくし  
不及とわつてつて修し論すくし  
通しとつて修し論すくし

對制上書詐不以實

天子の同制を對制と云ふ所の成ぬ事成らずと上書  
と云ふ所を對制と云ふ所の成ぬ事成らずと上書  
上制の成ぬ事成らずと上書  
たつてつて修し論すくし

凡臣の者若君の同對制と云ふ所の成ぬ事成らずと上書  
悪しむる事成らずと上書  
心者杖一百後三年此の上は修し論すくし  
分事流及又連承の秘書と云ふ所の成ぬ事成らずと上書  
機密の事わつてつて修し論すくし  
他へ杖一百流二子下は修し論すくし

若又臣方を奉りてつて修し論すくし  
勅方と修し論すくし  
下上とつてつて修し論すくし  
若又私とつてつて修し論すくし  
八十後二子の修し論すくし  
若又臣方を奉りてつて修し論すくし

偽造印信曆日等



偽造ハ何せしむらぬ事と云ハ信法及人の下判の云  
儀造ハ何せしむらぬ事と云ハ信法及人の下判の云  
儀造ハ何せしむらぬ事と云ハ信法及人の下判の云

元法衙門の天子ハ儀造ハ何せしむらぬ事と云ハ信法及人の下判の云  
儀造ハ何せしむらぬ事と云ハ信法及人の下判の云  
儀造ハ何せしむらぬ事と云ハ信法及人の下判の云

減寸印信為らん杖一百流二千里後ハ若く杖一百後  
二年間防官記をらん杖九十後二年ハ若く杖八十後二  
年ハ若く杖七十後二年ハ若く杖六十後二年ハ若く杖五十

條例

一 元總督巡撫 軍の事ハ若く武臣ト任テ後ハ文臣ト任テ其ノ  
者ハ總督巡撫の審録 刑部ハ若く其ノ事トシテ  
勘事 同ハ若く其ノ事トシテ  
屯田 同ハ若く其ノ事トシテ  
水利 同ハ若く其ノ事トシテ  
官の官ハ若く其ノ事トシテ  
兵備 同ハ若く其ノ事トシテ  
防の防ハ若く其ノ事トシテ  
衙門の衙門ハ若く其ノ事トシテ



と官より獲長銀二百五十両代給ふ事と一犯一人の家  
財ホシと揚入里長の銀名々の事と知事告一出さ  
者杖一百其分とありされ罪より巡捕日東まつ  
捕捕の守把捕所を以て味味と知事告一友軍其事とありは故と銀  
と者杖典犯人同罪より初め所罰銀五両とあり出さ  
付二りも常へから一坐して杖五寸若杖一百流三千里  
心あつてもうたつていさういさうと又と一坐して杖五寸  
外へ出て介してはふやうに杖八十強盜捕入る由  
是に幾日所り小捕入る一と日限しと捕入るやうに  
名流の室抄しつておとつて世の子とありは故の字はあり  
正捕い又半改の字とありと十若杖一百流  
三千里若一坐しつて杖五寸若杖一百流三千里と  
そつて初使すつて杖一百流三千里飛入る一

杖五寸一似せ抄し若杖五寸と後物一我々仲間のを代捕  
一と杖五寸出たは若杖五寸若杖五寸の罪をいふ一若の一人と一  
同上獲長銀代給の事

私鑄銅錢

後、代上、宝源局と云、徳府を以て鑄出と  
辨れ、代上、民間も鑄る事と云

凡私鑄銅錢者杖五寸若杖五寸若杖五寸の罪をいふ一若の一人と一  
人十同しと後罪も杖五寸若杖五寸若杖五寸の罪をいふ一若の一人と一  
とありと若て使入る者杖五寸若杖五寸若杖五寸の罪をいふ一若の一人と一  
若し捕ら者小の獲長銀五十両代給入里長之私鑄者  
杖五寸若杖五寸若杖五寸若杖五寸若杖五寸の罪をいふ一若の一人と一  
若し捕ら者小の獲長銀五十両代給入里長之私鑄者  
杖五寸若杖五寸若杖五寸若杖五寸若杖五寸の罪をいふ一若の一人と一  
切とく一若と若杖五寸若杖五寸若杖五寸の罪をいふ一若の一人と一  
利得すと若杖五寸若杖五寸若杖五寸の罪をいふ一若の一人と一

若洞、疎、沼、湯、水、限、ホの、取、セ、ハ、シ、ク、金、比、と、似、セ、テ、ウ、ラ、ウ、カ  
者、杖、一、百、後、三、年、後、多、ク、名、及、似、セ、金、比、と、志、リ、ク、當、テ、使、リ、  
志、ハ、シ、創、也、ト、一、名、成、滅、シ、ク、杖、九、十、後、二、年、其、成、中、也、

條例

一 私人洞、疎、沼、湯、者、の、後、ハ、シ、ホ、ハ、法、律、ハ、偽、ル、罪、成、同、一  
百、斤、の、杖、成、ハ、シ、杖、號、シ、ラ、キ、一、箇、月、シ、テ、民、人、匪、人、金、比、  
揮、毫、の、方、レ、シ、附、シ、テ、漸、變、シ、テ、一、年、シ、テ、總、族、小、族、  
軍、人、ホ、多、シ、ク、食、糧、兵、保、也、ト、名、主、ト、被、賣、  
志、シ、使、シ、テ、若、シ、又、杖、號、シ、ラ、キ、一、箇、月、シ、テ、志、シ、  
使、シ、テ、其、罪、ハ、依、テ、明、ル、シ、

一 假、取、シ、テ、及、假、取、と、志、リ、テ、當、テ、使、リ、志、ハ、シ、  
一、條、ノ、罪、ト、志、シ、ハ、シ、杖、號、シ、ラ、キ、一、箇、月、シ、テ、明、ル、シ、

詐、假、官

官、任、シ、テ、若、シ、若、シ、ト、志、シ、テ、假、取、シ、テ、使、リ、志、ハ、シ、  
杖、號、シ、ラ、キ、一、箇、月、シ、テ、明、ル、シ、  
杖、號、シ、ラ、キ、一、箇、月、シ、テ、明、ル、シ、  
杖、號、シ、ラ、キ、一、箇、月、シ、テ、明、ル、シ、

凡、無、官、レ、者、ソ、レ、シ、テ、割、付、牙、牌、出、取、シ、ラ、キ、友、知、ル、事、ハ、  
志、シ、律、ト、抵、シ、テ、杖、一、百、杖、號、シ、ラ、キ、一、箇、月、シ、テ、明、ル、シ、  
若、シ、友、知、ル、事、ハ、志、シ、テ、割、付、牙、牌、出、取、シ、ラ、キ、  
杖、一、百、杖、號、シ、ラ、キ、一、箇、月、シ、テ、明、ル、シ、  
若、シ、友、知、ル、事、ハ、志、シ、テ、割、付、牙、牌、出、取、シ、ラ、キ、  
杖、一、百、杖、號、シ、ラ、キ、一、箇、月、シ、テ、明、ル、シ、

若、シ、友、知、ル、事、ハ、志、シ、テ、割、付、牙、牌、出、取、シ、ラ、キ、  
杖、一、百、杖、號、シ、ラ、キ、一、箇、月、シ、テ、明、ル、シ、  
若、シ、友、知、ル、事、ハ、志、シ、テ、割、付、牙、牌、出、取、シ、ラ、キ、  
杖、一、百、杖、號、シ、ラ、キ、一、箇、月、シ、テ、明、ル、シ、





の二交に恒一田代等々作せし者其下の在日と者  
等へて罪を四い、官に事と申し、元飛、  
者い、急、軍に元令、  
半一箇月、  
一箇月、

詐稱内使等官

男子の辨別、天子の御名、  
の字、又て、  
右の友、

凡、内使、又、都督府四捕、  
諫院、  
史、按察司、  
方、  
と、  
と、  
と、

所の官、  
行、  
為、  
馬、  
し、  
四、  
此、

條例

一、凡、内官の親、  
予、  
飛、  
軍、

一 重しうらり事とせらるる心はつとせも罪は初らぬ  
一 錦衣衛の總旗小旗校尉天子の侍まりの役の初らるる事  
ありて天子より防備せらるる事の子は平の味は監禁を  
指し中しにの事なりとせせりて史にありてあるの云  
勅使と申すは小旗の初らるる事なりと云ふに皆を平人にと  
しんたれりて初らるる事なりと云ふに皆を平人にと  
三犯の死罪成りて天子の侍まりの役の初らるる事なり  
事一個月して急激なる事なりと云ふに皆を平人にと  
指し初らるる事なりと云ふに皆を平人にと  
事所の言人おも者なりと云ふに皆を平人にと  
いつとも罪は初らぬ

近侍詐稱私行

近侍天子の侍まりの役の初らるる事なりと云ふに皆を平人にと

は初らるる事なりと云ふに皆を平人にと

凡天子の侍まりの役の初らるる事なりと云ふに皆を平人にと  
ありて急激なる事なりと云ふに皆を平人にと  
初らるる事なりと云ふに皆を平人にと  
事所の言人おも者なりと云ふに皆を平人にと  
いつとも罪は初らぬ

詐為瑞應

瑞應目土夜宿お也麒麟鳳凰景星慶雲の  
教と云應は瑞應と云ふに皆を平人にと

凡切より瑞應の事なりと云ふに皆を平人にと  
て其瑞應の事なりと云ふに皆を平人にと  
事所の言人おも者なりと云ふに皆を平人にと  
いつとも罪は初らぬ

為災祥 災は天災也 祥は吉也 天は天子也

あつて天子の侍まりの役の初らるる事なりと云ふに皆を平人にと







姉妹とたりして取押出合やうに――男女状、状の事よく言  
つても、密通とせざるに、一考減す、  
和共、才共、強姦の、罪状から、其より、古の、犯人の、罪より、  
一考減す、  
二考減す、  
和共、才共、強姦、罪状から、其より、古の、犯人の、罪より、  
一考減す、  
二考減す、

和共、才共、強姦、罪状から、其より、古の、犯人の、罪より、  
一考減す、  
二考減す、  
和共、才共、強姦、罪状から、其より、古の、犯人の、罪より、  
一考減す、  
二考減す、

縦容、妻、妾、犯、姦

縦容、妻、妾、犯、姦、  
凡、九、十、の、罪、を、犯、し、  
不、成、代、金、一、百、兩、  
杖、九、十、  
女、を、一、身、に、  
通、姦、せ、し、  
若、者、に、  
杖、一、百、  
通、姦、せ、し、  
若、者、に、  
杖、一、百、

凡、九、十、の、罪、を、犯、し、  
不、成、代、金、一、百、兩、  
杖、九、十、  
女、を、一、身、に、  
通、姦、せ、し、  
若、者、に、  
杖、一、百、  
通、姦、せ、し、  
若、者、に、  
杖、一、百、

若、者、に、  
杖、一、百、  
通、姦、せ、し、  
若、者、に、  
杖、一、百、







子男女に... 其の共罪と云ふ編... せり也

條例

一 僧道ハ度牒の取給るべき者ナリク... 度牒云々

及尼僧<sup>也</sup>女罰ナリト<sup>ニ</sup>其罪代<sup>ニ</sup>犯<sup>ス</sup>ナリト<sup>ハ</sup>其<sup>ノ</sup>罪<sup>ハ</sup>...

罪<sup>ト</sup>言<sup>ハ</sup>切<sup>ル</sup>者<sup>ノ</sup>后<sup>ニ</sup>あり<sup>テ</sup>寺觀<sup>ノ</sup>道士<sup>ノ</sup>庵院<sup>ノ</sup>門<sup>前</sup>...

一 僧道言<sup>ハ</sup>僧道士<sup>ノ</sup>友<sup>ニ</sup>たり<sup>テ</sup>者<sup>ハ</sup>僧道<sup>ノ</sup>...

一 中<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>て<sup>ハ</sup>酒<sup>ハ</sup>飲<sup>ム</sup>事<sup>ト</sup>...

一 中<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>て<sup>ハ</sup>酒<sup>ハ</sup>飲<sup>ム</sup>事<sup>ト</sup>...

一 中<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>て<sup>ハ</sup>酒<sup>ハ</sup>飲<sup>ム</sup>事<sup>ト</sup>...

一 中<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>て<sup>ハ</sup>酒<sup>ハ</sup>飲<sup>ム</sup>事<sup>ト</sup>...

良賤相姦

良<sup>ノ</sup>賤<sup>ノ</sup>相<sup>ニ</sup>姦<sup>ル</sup>...

凡人の妻代は中人良人の妻女は...

凡人の妻代は中人良人の妻女は...

凡人の妻代は中人良人の妻女は...

凡人の妻代は中人良人の妻女は...

凡人の妻代は中人良人の妻女は...

官吏宿娼

娼<sup>ノ</sup>宿<sup>ル</sup>者<sup>ハ</sup>...

凡官人吏人... 娼宿...

凡官人吏人... 娼宿...

凡官人吏人... 娼宿...

凡官人吏人... 娼宿...

凡官人吏人... 娼宿...

凡官人吏人... 娼宿...

買良為娼

娼<sup>ノ</sup>買<sup>ハ</sup>良<sup>ノ</sup>為<sup>ス</sup>娼<sup>ト</sup>...

凡娼優娼優は女のさる果の類也乃其人の家より後杖として良  
人の子を乞ふ者娼優は女のさる果の類也亦も其の家より杖一  
百良人の子を乞ふ者杖一  
百良人の子を乞ふ者杖一  
百良人の子を乞ふ者杖一  
百良人の子を乞ふ者杖一

條例

一 凡良家の子女或は賣て其の妻を乞ふ者杖一  
百良人の子女を乞ふ者杖一  
百良人の子女を乞ふ者杖一  
百良人の子女を乞ふ者杖一  
百良人の子女を乞ふ者杖一

凡良家の子女或は賣て其の妻を乞ふ者杖一  
百良人の子女を乞ふ者杖一  
百良人の子女を乞ふ者杖一  
百良人の子女を乞ふ者杖一  
百良人の子女を乞ふ者杖一

雜犯

凡良家の子女或は賣て其の妻を乞ふ者杖一  
百良人の子女を乞ふ者杖一  
百良人の子女を乞ふ者杖一  
百良人の子女を乞ふ者杖一  
百良人の子女を乞ふ者杖一

折毀

凡申明亭に屋瓦を折毀す者杖一  
百良人の子女を乞ふ者杖一  
百良人の子女を乞ふ者杖一  
百良人の子女を乞ふ者杖一  
百良人の子女を乞ふ者杖一

夫匠軍士病給醫藥





とくち成ちて子衣被珍なり成者少なることとの  
抑よりしりしるも老光二書りはくち少くはれは  
罪より二年二月一歩に律に傷を母母也あま身弱  
歩めして人よたぬれきつてはくも中より老光二書り  
とやその付より何れ罪ふりぬる職官より若古り一  
若二書の難を犯せば奉同し首級法も罪を同文武職  
と華めく民とわく武官職をやめ舎罪并し食糧採  
せしむ

### 閹割火者

閹割男子の勢をきり去る火者ハ勢をきりたるもの  
内外心毒く使ふとそ人の子を奪ふて大老とす罪重

凡官人民人の家りて他人の子成を奪ふて閹割し  
火老と成りて身と濟すもあおや者杖一百流三千里の罪  
よ移るも子の親は流るる

### 條例

一 先年海身の人 閹割せし罪は犯し御衣衝とせし  
へ味し原由も正しくしひりしむ一日一度は  
否成せんか 重きても老の者入用の 延し  
トきしともまの役人より明白に送る院文と添て京  
のほど事也 他々古くはあまの御衣衝と人等  
あまよりともしひりしむ事やあまの御衣衝  
分小給して海軍に充り也

一 弘治六年十月二十四日幕次ありし人小給をせし  
孝宗皇帝の御旨より自今以後は後と後にも中をせし内事  
て海身する者ハ 海身ハ閹割し ともあま不及トト  
割りしとや夕者も小折派よりあまの内ハあまを御  
あまの軍に充りし ともあまの隣りともあまの

も事候所ありてことばら名とと罪候同身し民とと犯し  
有司如所知州里老人一の老いた亦も随らうなるる今も味もととるる  
右座の者何もいふ子も進さふらくく官にからずし名も誤り  
一と事とせはつた罪も罪も沙らくく少し事候せし世を欺つ  
こらりしるる

一 萬曆二年八月内内常をせし言を自ら高候自野野  
禁制より事候て會典の内ふくいふ罪候の仕止みに  
あらむを後後岳也他も世に知の小民やとすといふ法候友と候と故  
罪をいふまをさし松は勢を別くて此人を刑に罰に傷に事と  
いふ者何り仍く都察院に余一内いて五城の押吏  
心に付外法回りて十三省并南北直隸ホの衛門に中  
演して及く制禁を仰人自今又年ごく民の勢子共にい  
人より上りくも一人刑罰割一たらば由官へ出て訴ふ

者何りいふかれば刑に過りにまりを知府知州知縣の友  
人概而しすまく吏部へ送りし遠り胡廷もとも就に收  
免用ひて缺後を補ふ時内にて選ひ用事にまりいふ吏  
在官にいらば私割もも知つは前の例候まり罪  
より一部部を事と知つと出さすも一同罪不判し  
此一罪候は一つとりし也

囑託公事

囑託公事細状いふことせします  
あのいふことをまりにますことにますこと

允官人吏人も不農工高賈り候公事に付法のいふ  
ともいふ惡友何れも法候相てなりし此ら者の依據  
中には衛門の友吏は囑託を知者に候すら事人も二  
事親執たなめしれり中にいふ事に依つて事候に  
すらせられば別く申渡すことに依りて若年の罪は初に





宮殿とて後すれ軍官軍人又亦及び倉庫城主守する  
役人等囚と成り嘗て若肉印ふり火に起りてんは  
それらの所を以て知らる事と成りてりたはる者  
者杖一百

放火故焼人房屋

大に焼ける事と人の  
居宅焼けるの罪を論じ

火はけりて後と成りて居宅焼ける杖一百との火  
づのりて居民房屋公儀御殿及び積聚を重くする物に  
焼ける事になれり火はけりて若杖一百焼三年古より  
此より何れ居民の物物火にすりて賣者新罪なり古  
より火事此の事と人として焼ける事底付たれり故殺傷  
飛とて論じり科すなり

又火はけりて居民の房屋及び倉庫倉庫其外と

代の積聚を重くする物に焼ける新罪なり人火に焼ける  
物に焼ける事又人として住居閑の房屋及び田場  
等々に積聚を重くする物に焼ける事一若杖一百  
右焼不の官民の房屋公廨倉庫或は積聚を重くする官私  
の物に火を焼きたる事その物に價減して若しな  
らばその時とて減しその物に價減して若し右犯人の  
家財亦の有しけりておわけ居民の屋外とて中やりに  
せりて或は火に焼ける事亦ら焼ける事とて減し  
地を焼ける事亦ら焼ける事亦ら焼ける事  
一若杖一百廿二十若し

條例

一 成化八年六月十六日天正詔に依りて  
帝有旨元龜元年の倉庫物物と積を燒ける事  
火に燒ける事火に燒ける事杖一百



凡道程ふかたきすま事此より何者何く捕らばはるは  
も若四十世のうん事と理よわくともまれ志ハ杖八十  
う飛よかこりや也

捕込

捕らるる者候はるは杖八十に  
杖八十と理よわくともまれ志ハ杖八十

應捕人追捕罪人

追ひつれ若の追人罪人  
追ひつれ若の追人罪人

凡罪を犯し多る者候捕人へさ苦の人潮の巡捕友軍巡検司  
の弓兵府州條の衛門の  
杖八十  
兼等いひ廿廿法に罪人として人をせよ候はるかにはは  
事として病候は候い候ふ所又ハ罪人のわくまをた  
に去り候志とさる也して捕らる者ら飛人の飛より一  
減し二十日の日限として捕らるるにすも亦も内  
色より多く捕らるる又ハさるに及んるともその内  
罪の若候捕らるるは古の罪候免を候人としてその内  
一人上の多し事候捕らるる又ハさるに及んるともその内  
降れはるの者と同一に飛候若候人候り候



死果ら文と志の飛人官又(中略)のうりぬく自首し既  
時亦飛人先以捕(中略)一人し死せし罪を白状し既  
せし其のうりたる飛人の罪は一考減し(中略)村より入也捕  
人死にぬ人あり(中略)たけし(中略)そ(中略)せられ(中略)志  
中彼人の罪(中略)又一考減す(中略)又(中略)杖を文て(中略)其(中略)  
し(中略)捕(中略)ぬ(中略)若(中略)日(中略)さ(中略)す(中略)く(中略)そ(中略)内(中略)又(中略)捕(中略)ら(中略)や(中略)り(中略)に(中略)せ(中略)ら(中略)る  
事(中略)因(中略)り(中略)同(中略)罪(中略)より(中略)入(中略)り(中略)ぬ(中略)り(中略)た(中略)り(中略)其(中略)賊(中略)物(中略)の(中略)う(中略)を(中略)せ(中略)り(中略)  
て(中略)相(中略)法(中略)の(中略)減(中略)と(中略)又(中略)あ(中略)る(中略)罪(中略)を(中略)ひ(中略)く(中略)免(中略)る(中略)方(中略)に(中略)從(中略)て(中略)臨(中略)す(中略)べ(中略)し(中略)

罪人拒捕

罪人拒捕したる者逃走(中略)亦(中略)し(中略)ひ(中略)し(中略)る(中略)罪(中略)を(中略)免(中略)る(中略)事(中略)也(中略)

凡罪人拒捕したる者云候(中略)れ(中略)し(中略)や(中略)り(中略)小(中略)成(中略)に(中略)逃(中略)走(中略)り(中略)人(中略)と(中略)し(中略)  
向(中略)ひ(中略)て(中略)し(中略)捕(中略)ら(中略)る(中略)事(中略)也(中略)此(中略)と(中略)し(中略)る(中略)者(中略)は(中略)罪(中略)人(中略)より(中略)二(中略)考(中略)加(中略)へ(中略)り(中略)  
罪杖(中略)一(中略)百(中略)流(中略)三(中略)里(中略)止(中略)り(中略)若(中略)し(中略)向(中略)ひ(中略)て(中略)し(中略)ふ(中略)ら(中略)り(中略)く(中略)捕(中略)ら(中略)れ(中略)若(中略)し(中略)代

致して折傷(中略)り(中略)し(中略)の(中略)重(中略)き(中略)を(中略)負(中略)す(中略)時(中略)は(中略)後(中略)罪(中略)より(中略)入(中略)り(中略)又(中略)捕(中略)ら(中略)る(中略)人(中略)は(中略)致(中略)す(中略)は(中略)折(中略)罪(中略)より(中略)入(中略)り(中略)を(中略)從(中略)て(中略)若(中略)し(中略)か(中略)人(中略)より(中略)一(中略)考(中略)減(中略)し(中略)て(中略)罪(中略)を(中略)免(中略)る(中略)事(中略)也(中略)

若し飛人(中略)仕(中略)た(中略)れ(中略)ば(中略)戦(中略)ひ(中略)の(中略)罪(中略)を(中略)免(中略)る(中略)事(中略)也(中略)捕(中略)ら(中略)れ(中略)ば(中略)若(中略)し(中略)捕(中略)ら(中略)る(中略)者(中略)の(中略)志(中略)不(中略)及(中略)力(中略)拮(中略)ち(中略)報(中略)す(中略)又(中略)捕(中略)ら(中略)る(中略)者(中略)は(中略)因(中略)逃(中略)走(中略)り(中略)時(中略)逃(中略)し(中略)た(中略)り(中略)ば(中略)亦(中略)因(中略)り(中略)に(中略)け(中略)ら(中略)る(中略)事(中略)也(中略)若(中略)し(中略)捕(中略)ら(中略)る(中略)者(中略)は(中略)若(中略)し(中略)か(中略)人(中略)より(中略)一(中略)考(中略)減(中略)し(中略)て(中略)罪(中略)を(中略)免(中略)る(中略)事(中略)也(中略)抑(中略)り(中略)て(中略)是(中略)也(中略)

若し飛人(中略)仕(中略)た(中略)れ(中略)ば(中略)戦(中略)ひ(中略)の(中略)罪(中略)を(中略)免(中略)る(中略)事(中略)也(中略)捕(中略)ら(中略)れ(中略)ば(中略)若(中略)し(中略)捕(中略)ら(中略)る(中略)者(中略)の(中略)志(中略)不(中略)及(中略)力(中略)拮(中略)ち(中略)報(中略)す(中略)又(中略)捕(中略)ら(中略)る(中略)者(中略)は(中略)因(中略)逃(中略)走(中略)り(中略)時(中略)逃(中略)し(中略)た(中略)り(中略)ば(中略)亦(中略)因(中略)り(中略)に(中略)け(中略)ら(中略)る(中略)事(中略)也(中略)若(中略)し(中略)捕(中略)ら(中略)る(中略)者(中略)は(中略)若(中略)し(中略)か(中略)人(中略)より(中略)一(中略)考(中略)減(中略)し(中略)て(中略)罪(中略)を(中略)免(中略)る(中略)事(中略)也(中略)抑(中略)り(中略)て(中略)是(中略)也(中略)









又上の脱る言吏に延引したるは囚あはれり  
囚は仕立てたれ時提調官吏定まり法の外に松極伏  
しる事候せし先は囚徒中達よりし松極せしり  
逃る時提調官吏押解し囚徒よりし  
坐しりし事候しし事候しし事候しし事候しし  
候しりし事候しし事候しし事候しし事候しし  
又法の多り松極せしり先は囚徒中達よりし  
松極の減罪せしり候しし事候しし事候しし

主守不覺失囚

牢獄に在りし者ちの言吏の  
囚とれし事候しし事候しし事候しし

凡獄卒、牢獄の言吏に松極の  
あはれりし事候しし事候しし事候しし事候しし  
逃るし事候しし事候しし事候しし事候しし  
松極の減罪せしり候しし事候しし事候しし

者りし事候しし事候しし事候しし事候しし  
罪よりし事候しし事候しし事候しし事候しし  
竹も也る百口の内主守へと自ら身法出して捕  
らるる地へ捕りし事候しし事候しし事候しし  
しれし事候しし事候しし事候しし事候しし  
獄の吏、獄卒より飛しりし事候しし事候しし  
吏の言吏、獄卒より飛しりし事候しし事候しし  
時、松極せしりし事候しし事候しし事候しし  
しりし事候しし事候しし事候しし事候しし  
れりし事候しし事候しし事候しし事候しし  
しれし事候しし事候しし事候しし事候しし  
獄卒より飛しりし事候しし事候しし事候しし  
獄卒より飛しりし事候しし事候しし事候しし  
獄卒より飛しりし事候しし事候しし事候しし









教とてりまてゆりた右七知一々の置械の捕くせり若  
の志ハ殺人と云形何れをせぬは是くはしむるに  
答るれば平人と捕く志の形は抵て罪を飾り半次ゆりた  
一年中伏しつゝも真用するに時を以て捕く濟りた  
せりて捕くゆりた罪と免し刑の内に入をがとるは  
のせりてつかへりて中場内とていふは捕く及い捕くこと  
あつてつかへりて上械徒ホキ初代ゆりたゆりた軍漸と  
日の差別とていふも掌中巡捕ホの宿とていふ細飛と  
同宿の高友のらゆりていつとて一級と降し文友と使部  
送く武友と今との漸と控て外に高友は任をせ侍と  
巡官とていふは飛りたゆりたゆりた飛りて刑とゆりた  
一 元治邊は色あふ赤の有司知府知列軍衛指揮千百戸ホの  
取人等共半の遊軍ふりて彼との官子進りていよ中

か事成りていよ中一ゆりたゆりたゆりた出さるる志の巡捕巡捕  
ホの宿而ゆりたゆりたの取人と詮候して提へく口と志の  
控へて同じ志は詮候りて奉返すへい者ハ子進は奉返し  
罪の志ハ依りて遊りて飛の者ハ志料とて降し元治の  
級次降し懸て用いゆりたゆりたむ罪をたすゆりた  
る元治の科次定りて又ゆりた思ひ候ゆりたゆりた  
ゆりたゆりた志事ゆりたゆりた又巡捕巡捕者の言は法登  
は過りて申候ゆりた事ゆりたゆりた事ハ有人と教へ庫  
とゆりた事ゆりたゆりた事ハ又い登の人取百人望  
小及ゆりた事ゆりた或ちゆりた事ゆりたゆりたゆりた  
及い城内は申入る候形と志の事ハゆりた事ハ奉返  
ゆりたゆりたゆりたゆりた民間は入る法登とて志事  
ゆりたゆりたゆりた事ハ子進は奉返すゆりた不及歳被冊の内

一 中の事と申して、新長あり、一年の流りに、新細を奏す、中  
中に、新長あり、一年の流りに、新細を奏す、中  
刑部、新長あり、一年の流りに、新細を奏す、中  
奏、新長あり、一年の流りに、新細を奏す、中

一 京城の内分、法監押、中あり、一年の流りに、新細を奏す、中  
中、新長あり、一年の流りに、新細を奏す、中  
捨、新長あり、一年の流りに、新細を奏す、中  
中、新長あり、一年の流りに、新細を奏す、中  
中、新長あり、一年の流りに、新細を奏す、中  
中、新長あり、一年の流りに、新細を奏す、中  
中、新長あり、一年の流りに、新細を奏す、中  
中、新長あり、一年の流りに、新細を奏す、中  
中、新長あり、一年の流りに、新細を奏す、中  
中、新長あり、一年の流りに、新細を奏す、中

一 内分、法監押、中あり、一年の流りに、新細を奏す、中  
中、新長あり、一年の流りに、新細を奏す、中  
捨、新長あり、一年の流りに、新細を奏す、中  
中、新長あり、一年の流りに、新細を奏す、中  
中、新長あり、一年の流りに、新細を奏す、中  
中、新長あり、一年の流りに、新細を奏す、中  
中、新長あり、一年の流りに、新細を奏す、中  
中、新長あり、一年の流りに、新細を奏す、中  
中、新長あり、一年の流りに、新細を奏す、中  
中、新長あり、一年の流りに、新細を奏す、中



大清神宗皇帝御製

御製

御製

御製

御製

御製

御製

御製

御製

御製

御製

御製





